## 院内清掃業務委託契約書(案)

茨城県立こころの医療センター(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。) とは、こころの医療センターの建物等の清掃業務について、次の委託契約を締結する。

## (委託業務)

第1条 甲は、茨城県立こころの医療センターの院内清掃業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託業務の実施方法等)

第2条 乙は、前条の委託業務を実施するにあたっては、別紙院内清掃業務仕様書に従い行わなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和7年度4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった 場合は、この契約は、解除できる。

(委託料)

- 第4条 委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)は、金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)とする。
- 2 甲は、委託料の36分の1に相当する額(円単位未満の端数が生じたときは切捨てとし、各年度の3月分で調整する。)を別表のとおり乙に支払うものとする。
- 3 乙は、当月の委託業務を実施したのち、甲に対して速やかに当月分の請求書を提出するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により乙の適正な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- 5 消費税等の税率が変更された場合は、消費税等関係法令及び通達等に基づいて、必要に応じて本 契約を変更するものとする。

(守秘義務)

- 第5条 乙は、職務上知り得た全ての秘密及び患者に関することを他に漏らしてはならない。 (報告)
- 第6条 乙は、委託業務を遂行したときは、その都度、業務日誌により甲に報告するものとする。 (再委託の制限)
- 第7条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第8条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は業務等への妨害)を受けた場合は、その旨について、報告を行わなければならない。

(災害補償等)

第 9 条 清掃作業員の業務上の災害補償その他労働基準法に関する使用者の義務は全て乙が負うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、故意又は善良な管理者の注意義務を怠ったことによって、設備等の全部又は一部をき損し、又は滅失したとき、又は院内感染を拡大して被害を及ぼしたときは、当該物件の原状回復の責め又は、損害賠償の責めを負うものとし、その経費は甲に請求できないものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

- 第 10 条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延損害額が 1 0 0 円未満であるときはその金額を切捨てるものとし、その額に 1 0 0 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 2 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(解除等)

- 第 10 条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
  - (1) 乙がこの契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。 (協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 茨城県笠間市旭町654 茨城県立こころの医療センター 病院長 堀 孝文

別表 委託料月別額(消費税等を含む額)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4月分	円	円	円
5月分	円	円	円
6月分	円	円	円
7月分	円	円	円
8月分	円	円	円
9月分	円	円	円
10 月分	円	円	円
11月分	円	円	円
12 月分	円	円	円
1月分	円	円	円
2月分	円	円	円
3月分	円	円	円
合計	円	円	円